

別記1

長島町レジリエンス事業

仕様書

令和5年1月

長 島 町

1 適用

本仕様書は、長島町（以下、「発注者」という）が解除条件付き公募型プロポーザルで発注する「長島町レジリエンス事業」に適用し、プロポーザルへの参加者が提案内容を検討するうえで最低限必要と考えられる基本事項を示すものである。

2 事業の概要

本事業は、環境省の補助事業「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助金（以下、「レジリエンス事業」という。）の申請範囲を主な提案範囲とし、レジリエンス事業の採択が得られるよう、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にも業務継続性の向上のため72時間以上の非常用電源の確保も可能となる再生可能エネルギー供給等の機能の発揮との両立が可能となる設備の導入計画を検討し、設計から設備導入工事の施工及び施工監理までを一括して発注するものである。

- (1) 事業計画期間：令和5～6年度
- (2) 事業計画対象地：長島町役場本庁舎及び敷地内駐車場、並びに隣接する建物（別紙図面のとおり）
- (3) 事業方式：設計・施工一括発注（デザインビルド）方式
- (4) 新規導入あるいは更新改修を想定する設備等：太陽光発電装置、蓄電池設備、照明設備、空調設備等、及びそれらを全体的に制御する機器等。
- (5) 設備導入に付帯するもの：レジリエンス事業の交付対象となるもののうち、設備を設置するための施設調達や収蔵する建物の計画検討、測量、設計、施工、施工監理までを対象範囲とする。
- (6) 設備導入に付帯しないもの：レジリエンス事業の交付対象とならないものや、地質調査や解析、既存設備や導入設備の点検や故障の修繕、老朽度診断、既存建築物の構造計算や耐震診断、提案者が承諾しない内容や費用は含まないものとする。
- (7) なお、導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないように留意すること。
- (8) 設備機器の導入に際しては、庁舎を開庁しながらの「居ながら施工」を基本としたスケジュールとすること。

- (9) 許容荷重の観点から既存建屋への設置困難な場合は、本庁舎の機能性及び利便性を損なわない範囲で、既存建屋の部分的な改修による設置提案も可とする。
- (10) 環境省レジリエンス事業の応募申請にあたり、申請書作成に必要な基礎的資料の早期提供や検討、質疑応答等について積極的に支援を行う体制を準備すること。
- (11) 本事業完了後、設備運用の際の緊急時において、迅速な対応が可能である体制を構築すること。

3 事業内容

(1) 実施設計業務

提案内容を基本とした実施計画、実施設計図書の作成と、必要に応じて測量、設計、施工時の施工監理を実施すること。

(2) 設備導入施工

事業計画対象地へ、以下に記載する設備から選択して調達・施工を行う。なお、レジリエンス事業の申請範囲に係る設備については、採択要件を満たす仕様であること。

項番	更新及び導入設備	要件
1	太陽光発電設備及び周辺機器	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は庁舎及び敷地内駐車場及び隣接する建物の屋上とする。（建物の屋上を使用する場合、既存設備の撤去が必要な場合はその費用を含んで提案すること。駐車場使用を検討する場合は、既存駐車スペースを利用すること。また、駐車台数を大幅に減少させることはできない。通路部分の上空制限がある。） ・発電容量の制限はない。
2	非常用電源設備（蓄電池等）及び周辺機器	<ul style="list-style-type: none"> ・電源容量の制限はない。（非常時に照明、コンセント負荷（電気通信機器の充電供給設備を含む）等を72時間以上賄える容量） ・設置場所等については、提案による。

3	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備を高効率な照明に更新する。 ・設置場所等については、提案による。 ・更新する場合は、庁舎で必要とされる照度を持つ仕様であること。 ・集中リモコン・端末等による各種コントロール等（タイマー、照度等）が可能なこと。 <p>なお、災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。</p>
4	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の空調設備について、レジリエンス事業の採択要件範囲内において空調設備を更新する。 ・設置場所等については、提案による。 ・利用目的や広さに応じて必要とされる冷暖房能力を有すること。 ・集中リモコン・端末等による各種コントロール等が可能なこと。 <p>なお、災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。</p>
5	エネルギーマネージメントシステム（EMS）	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成及び設置位置等は、提案による。 ・採択要件を満たす仕様であること。 ・事業報告書の作成に必要な各種データが容易に取り出せること。
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減に資する有効な提案等

4 技術者

受注者は、事業の円滑かつ的確な遂行を図るうえで必要な資格と経験能力を有する技術者を適切に配置するとともに、本事業は、環境省のレジリエンス事業を活用する事業であることから、高度な技術及び知識を有し、本レジリエンス事業に精通した相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。

5 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため監督職員と緊密な連絡をとり、随時打合せを行い、誠意を持って事業を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認すること。

6 提出図書

提出図書として、次の図書（各1部）と電子成果品を提出すること。

(1) 設計図書

- 1 設計説明書
- 2 特記仕様書
- 3 機器表
- 4 配置図
- 5 空調設備図
- 6 照明設備図
- 7 BEMS設備図
- 8 太陽光・蓄電池設備図
- 9 撤去図
- 10 補助金申請支援図書

(2) 工事図書

- 1 施工計画書
- 2 完成図書
- 3 補助金申請支援図書
- 4 省エネ検証データ
- 5 工事写真

7 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、解決するものとする。

8 資料の貸与

本事業の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に無償貸与するものとし、受注者は、本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、事業完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

9 必要事項の補充

本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

10 秘密の厳守

受注者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

- (1) 受注者は、秘密情報を自社内限りで本事業の実行についてのみ使用できるものとする。
- (2) 秘密情報は厳重に管理し、発注者の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本事業に直接関係し、その情報が必要と考えられる場合はこの限りでないが、その場合は受注者がその責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。
- (4) 受注者は、秘密情報の運搬時の紛失や棄損、厳重かつ安全な保持のために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。
- (5) 受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合は、その事実を証明する書面を発注者に提出すること。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報の漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともにその状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

1.1 セキュリティ

受注者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

1.2 その他

本仕様書の記載事項の変更、記載のない事項は発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。